

報告第8号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年12月8日提出

天理市長 並 河 健

専決第6号

専 決 処 分 書

平成28年3月28日午後3時頃奈良市南紀寺町一丁目216番地先の国道169号
線上で発生した車両接触による人身事故に関し、被害者との間に下記損害賠償
額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年
3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成28年10月4日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 852,490円

専決第7号

専 決 処 分 書

平成28年8月31日午前10時45分頃天理市立二階堂小学校駐車場で発生した
車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することにつ
いて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第
2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成28年10月28日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 240,904円

専決第8号

専 決 処 分 書

平成28年9月23日午前10時頃天理市庵治町地内の市道548号線上で発生した
転倒事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、
市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及
び第3号の規定により、専決処分する。

平成28年11月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 41,237円